

## Marketo エンドユーザーサービス規約

本規約は、本規約の内容を確認・承諾の上、本サービス(1.契約の対象にて定義する)の利用申込を行う事業者(以下「乙」という)と株式会社サンブリッジ(以下「甲」という)に適用されます。甲と乙を総称して「両当事者」といいます。

**1. 契約の対象** 本規約は、両当事者が署名した一通又は複数の注文用紙(その別紙を含みます。)(以下「本注文書」といいます。))に記載された Marketo のサブスクリプションサービス、総合プロフェッショナルサービス、すべてのリンク先のページ、コンテンツ、プロダクツ及びオフライン・コンポーネンツ(以下「本サービス」といいます。))を乙が利用する場合に適用されます。本規約及び一切の本注文書(以下総称して「本契約」といいます。))は、本サービスに関する両当事者の完全な合意を表明するものであり、購入注文、又は甲のものではない注文用紙に記載された本契約と異なる又は付加的な一切の条項に優先し、かかる購入注文又は甲のものではない注文用紙に規定された条項は本サービスには一切適用されません。本書の条項と本注文書との間に齟齬がある場合には、本注文書の条項が優先します。下線を使用して記載され、本書で定義されていない用語は、本注文書で定められた意味を有します。

## 2. 本サービスの使用権限

2.1 本注文書に定めるサブスクリプション期間中、甲は乙に対して、乙が承認する個人又は乙を代理する個人であって、乙の従業員、代理人又は請負人である者(以下「ユーザー」といいます。))に、本契約の条項に従い本サービスにアクセスし本サービスを利用することを許諾する内容の譲渡不能かつ非独占的で、全世界を対象とする権限を付与します。

2.2 本サービスは、Marketo がデータセンター設備から提供するものであり、ユーザーはこのデータセンター設備に、本書に基づき Marketo が提供する一定のオフライン・コンポーネンツを使って、インターネットを通じてリモートアクセスします。各本注文書には具体的な使用権限が定められており、乙は常にその使用権限を越えて使用しないようにしなければなりません。

2.3 乙は、本サービスに接続、アクセスし、その他の本サービスを利用するために必要な適切な設備と付随サービス(コンピューター、コンピューター・オペレーティング・システム及びインターネット・ブラウザーを含みます。)(以下総称して「所要設備」といいます。))を、自己の責任で取得し、維持しなければなりません。乙は、所要設備が、Marketo が発行する文書に定められた設定と仕様に適合するようにならなければなりません。

## 3. 使用制限と表明

3.1 乙は、直接又は間接に以下の行為を行うことを禁止されます。(i) 本サービス、又は本サービスに関連する若しくは提供されているソフトウェア、文書又はデータ(以下「Marketo 資料」といいます。))について、リバースエンジニア、デコンパイル、逆アセンブルを行うこと、又はその他の態様により本サービス若しくは Marketo 資料のソースコード、オブジェクトコード若しくは基礎となっているストラクチャー、アイデア若しくはアルゴリズムを解明しようとする事、(ii) 本サービス若しくは Marketo 資料を修正、翻訳すること、又は本サービス若しくは Marketo 資料に基づき派生物を作成すること、あるいは本サービス若しくは Marketo 資料をコピーし(記録保存目的の場合を除きます。)、賃貸し、リースし、頒布し、質権を設定し、譲渡し、若しくはその他の態様により本サービス若しくは Marketo 資料に関する権利を移転し又は掛かる権利に担保を設定すること、(iii) Marketo の競合製品若しくは競合サービスを構築若しくは援助するため、及び／又は第三者が Marketo の競合製品若しくは競合サービスを構築若しくは援助することを支援するために本サービスを利用し、又は本サービスにアクセスすること、(iv) 本サービス又は Marketo 資料から権利の帰属を示す案内又はラベルを削除すること。乙は、本サービス及び Marketo 資料を、自己の社内業務以外の目的で利用してはならず、サービス機関又はタイムシェアリングサービスを運営する目的で利用してはなりません。

3.2 乙は、故意に Marketo の本サービスの提供を妨害し、不能にし、過度な負担をかけ、妨害し、又はその他の態様により支障をきたす方法で、本サービスを利用してはなりません。乙は、自己の責任で、所要設備及び乙のアカウントのアクセス用パスワードのセキュリティ維持を確保しなければなりません。両当事者及び Marketo は、権限のない第三者が本サービスにアクセスすることを阻止するために一切の合理的な努力を行うことを合意します。乙は、自己のユーザーの作為及び不作為について全責任を負います。

3.3 乙は、本サービスを利用する際に、別紙 A として添付された Marketo の利用ポリシー（乙に書面で通知することにより随時変更される場合があります。）並びに一切の適用ある (i) 乙のデータの取得及び使用に関するソーシャル・ネットワーキング・サイトの利用規定及び (ii) 法令（スパム、プライバシー、情報保護、知的財産、消費者保護、ポルノ、猥褻物又は名誉棄損に関する法令を含みます。）を必ず遵守することを表明し、保証します。

3.4 乙は、乙のデータに含まれる個人情報の収集、処理、使用又は移転が、あらゆる適用法令を遵守して行われたこと、並びに本契約の締結及びその後の乙のデータの処理又は移転が、乙に適用ある法域の個人情報に関する法律を完全に遵守して行われることを、表明し、保証します。

3.5 甲が乙のために個人情報を処理する場合には、甲は当該個人情報の処理において本契約の条項及び随時の乙の指示を厳守して行うものとします。甲は、当該個人情報についての偶発的若しくは違法な破壊、損失、改変、無許可の開示若しくはアクセスを防ぐために適切な技術的及び組織的措置を講じるものとします。

3.6 甲は、(i) 乙が支払いを怠り、甲が催促の通知をしてから 10 営業日以内に乙が支払いを行わなかった場合、又は (ii) 乙が本契約の第 2.1 条、第 3 条若しくは第 9 条に違反した場合には、乙のパスワード、アカウント及び本サービスへのアクセスをただちに停止することができます。甲が上記の規定に基づき停止措置をとった場合でも、乙は本契約に基づく支払義務を免れません。

## 4. 権利の帰属

4.1 本サービス及び Marketo 資料（その派生物及び改良物を含みます。）に関する一切の知的財産権（以下に定義します。）に対する権利は、Marketo に帰属し、又は Marketo が取得します。乙又はその他の者が本サービス又は Marketo 資料に関して行った提案、性能向上リクエスト、フィードバック、アドバイス又はその他のコメントは、Marketo の所有に属するものとし、乙は本契約をもって、上記の権利帰属を完了するために必要な一切の譲渡行為及び合理的な行為を行い、今後もこれらを行うものとします。本書において明示的に付与されていない権利は Marketo が留保します。本契約において、「知的財産権」とは、特許、発明に関する権利、著作権及び隣接権、著作者人格権、商標及びサービスマーク、商号及びドメインネーム、表装に関する権利、のれんに関する権利又はパッシングオフ（詐称通用）若しくは不正競争を訴える権利、意匠権、コンピューターソフトウェアに関する権利、データベース権、秘密情報（ノウハウ及び営業秘密を含みます。）に関する権利並びにその他一切の知的財産権を意味し、いずれの場合も、登録の有無を問わず、当該権利の申請（又は申請する権利）、更新又は延長を含み、さらに一切の類似又は同等の権利又は保護策であって、現在又は将来において全世界のいずれかの場所において存在するものを含みます。

4.2 乙が創作したデータ、情報又は資料であって、乙が本サービスを利用する過程で提出又はコンパイルしたもの（乙のソーシャル・ネットワーキングの「コネクション」、「フォロワー」若しくは他の連絡先であって本サービスの利用を通じて生じたものを含みます。）（以下「乙のデータ」といいます。）は乙に帰属します。Marketo は、乙のデータに関しては何らの所有権も有しません。乙は、乙のデータの正確性、品質、内容及び合法性並びに乙のデータに関する知的財産所有権又は権利について、単独で責任を負います。乙のデータは下記の第 9 条により乙の秘密情報とみなされます。

## 5. 請求と支払

5.1 乙は、本注文書に記載されたすべての料金を支払わなければなりません。すべての料金は、第7.2条に明示的に定められた場合を除いて、取消し及び返金ができません。すべての料金には、課税当局が賦課する税金、その他の公租公課が含まれておらず、かかる税金、その他の公租公課の支払いについては(甲の所得に基づき課される税金を除いて)、本注文書に金額が列記されていない場合でも、乙が全責任を負います。乙は、すべての料金を、日本円又は両当事者が書面で合意するその他の通貨で支払うものとしします。

5.2 疑義を避けるために付言すると、また上記の第5.1条に付け加えると、本契約及び/若しくは本注文書に記載された一切の金額若しくはその他の対価、又は本契約及び/若しくは本注文書に基づき一方当事者から他方当事者に対して支払われ、若しくは提供される一切の金額若しくはその他の対価については、乙に適用ある法域において当該金額を支払う際に生じる源泉徴収すべき税金、その他の公租公課(所得税、サービス税、寄付金及び付加価値税であって、上記の金額若しくは対価又はそれらの一部が税務上対価の全部又は一部を構成するとされる供給品に賦課されるものを含みますが、これらに限られません。)は含まれていないものとみなします。いずれの場合も、上記の税金相当額は、有効な請求書を受領して支払いを行う当事者が支払うものとしします。

5.3 本書に基づき請求される一切の金額の支払いは、本注文書に記載のとおり支払期日が到来します。書面により誠実になされた争いの対象ではない請求書について支払が行われない場合には、未払いの残金について1か月あたり1.5%と法定の上限利率とのうち、いずれか低い方の率の利息が課され、さらに合理的な回収費用も加算されるものとしします。

5.4 乙が使用権限を超過したと甲が判断した場合には、甲は乙に通知し、乙は使用権限内の利用に戻さなければなりません。乙が、甲からの通知を受領した後30日以内にこれを行わなかった場合、甲は、かかる超過分についてその時点の利用料金を請求する権利を有し、乙はそれを支払うことに同意します。

## 6. 有効期間及び契約の終了

6.1 本契約は最初の本注文書に記載された日に開始し、下記の規定により早期に解除されない限り、有効な本注文書のサブスクリプション期間の終了時点まで効力を有します。本契約の条項のうち、契約終了後も存続する性質のもの(発生済みの支払請求権、使用制限及び補償義務、秘密保持義務、保証拒絶及び責任の制限を含みますが、これらに限られません。)はすべて、契約終了後も有効に存続するものとしします。

6.2 いずれかの当事者が重大な違反を犯した場合、違反をしていない当事者は、かかる違反について詳細に記載した書面による通知を送付した後30日以内に違反が治癒されない場合、関連する本注文書を正当により解約することができるものとしします。乙の重大な違反により甲が本注文書を解約した場合には、当該本注文書に記載された一切の料金についてただちに支払期日が到来します。

6.3 本注文書の解約又は期間満了時に、かかる本注文書の対象となっている本サービスにアクセスしこれを利用する乙の権利は消滅します。上記の規定にかかわらず、甲は、本注文書の解約又は期間満了から30日以内に乙から要請を受けた場合には、乙に対して、その時点で甲が保有する乙のデータのファイルを乙が取り出すために必要な範囲に限り、本サービスへのアクセスを許可します。乙は、甲が乙のデータを保管する義務を負っていないこと、甲が本注文書又は本契約の解約又は期間満了後に乙のデータを削除又は廃棄することができることについて、確認し同意します。甲は、法律により保管が義務付けられている乙のデータを保持することができるものとしします。

## 7. 表明、保証拒絶、補償

7.1 各当事者は、相手方当事者に対して、自己が本契約を締結する権能と権限を有していることを表明し、保証します。甲は乙に対して、(a) 本サービスを、通常の使用状態のもとで、Marketo のマニュアルに実質的に従って稼働させるため、及び (b) 本サービスを一般に認められた業界基準に適合する形で提供するために最善の努力を行うことを保証します。保証の違反があった場合、乙は、保証上の救済を受け取るためには、甲に対して違反のあった本サービスが行われた後 30 日以内に通知しなければなりません。

7.2 上記の第 7.1 条に定めた明示的な保証の違反があった場合に、乙に認められる救済手段は、不備のあった本サービスの再履行に限られるものとし、かかる再履行について甲は乙に対して全責任を負うものとします。甲がかかる不備のあった本サービスを再履行することができない場合に限り、乙がかかる不備のあった本サービスについて甲に支払った料金の比例按分の返金を受けることができるものとし、かかる返金については甲は乙に対して全責任を負うものとします。

7.3 本サービスは、定期的なメンテナンス若しくは臨時の緊急メンテナンスのため、又は Marketo の合理的な支配を超えた事由のために、一時的に利用できなくなる場合がありますが、Marketo は本サービスが利用できなくなる予定について書面又は電子メールで事前の通知を行うよう合理的な努力を行うものとします。

7.4 Marketo は、第三者から乙に対してなされた、本契約において企図される本サービスの利用が第三者の知的財産権を侵害するとの主張に基づく請求、要求、訴訟又は手続(以下「クレーム」と言います。)に関して生じた一切の損失、損害又は費用(合理的な弁護士費用を含みます。)から乙を防御し、これらについて乙に補償し、乙に何らの損害も与えないこととします。ただし、乙は、(a)Marketo に対してクレームについて速やかに書面により通知し、(b) クレームの防御及び和解について Marketo に対し単独の支配権を与え(ただし、Marketo は、乙を全責任から無条件で免除しない限り、クレームについて和解又は防御を行うことはできないものとします。)、(c)Marketo に対して、Marketo の費用負担で、一切の合理的な援助を行うものとします。乙は、第三者から Marketo に対してなされた、乙のデータ又は本契約に違反してなされた乙による本サービスの利用が、第三者の知的財産権を侵害し、若しくはその他の態様により第三者を害し、又は何らかの法令に違反するとの主張に基づくクレームに関して生じた一切の損失、損害又は費用(合理的な弁護士費用を含みます。)から Marketo を防御し、これらについて Marketo に補償し、Marketo に何らの損害も与えないこととします。ただし、Marketo は、(a) 乙に対してクレームについてただちに書面により通知し、(b) クレームの防御及び和解について乙に対し単独の支配権を与え(ただし、乙は、Marketo を全責任から無条件で免除しない限り、クレームについて和解又は防御を行うことはできないものとします。)、(c) 乙に対して、乙の費用負担で、一切の合理的な援助を行うものとします。

7.5 本書に定められた明示的な保証を除いて、Marketo 及びその独立プロバイダーは、適用ある法律により許容される最大限度において、本サービスに関する一切の明示又は黙示の保証(市場適合性、特定の目的に対する適合性、権原、侵害の不存在及び品質に関する黙示の保証を含みますが、これらに限られません。)を拒否します。Marketo 及びその独立プロバイダーは、本サービス又は本サービスの利用により乙が得る結果の信頼性、利用可能性、適時性、適合性、正確性又は完全性について何らの表明も保証も行いません。上記の規定の一般性を制限することなく、Marketo 及びその独立プロバイダーは、(A) 本サービスの運営又は利用が、適時に、中断なく、過誤なく行われること、及び (B) 本サービスの品質が乙の要求を満たすものであることについて、表明も保証も行いません。乙は、Marketo 及びその独立プロバイダーのいずれも通信設備(インターネットを含みます。)を通じたデータの移動について管理しないこと、並びに本サービスは、かかる通信設備の使用に内在する制限、遅延及びその他の問題の影響を受けることがあることを了承します。Marketo は、かかる問題により生じた遅延、送達不良又はその他の損害について責任を負いません。Marketo が明示的に別段の定めをした場合を除いて、本サービスは乙に対して「現状有姿で」提供されます。

**8. 責任の制限** いずれの当事者又は、その独立ライセンサーも、以下の事項について、契約上の責任、過失による責任、無過失責任又はその他の理由による責任を一切負いません。(A) 利用上の過誤若しくはは中断、代替となる製品、役務若しくは技術の不正確性若しくはは調達費用又は取引上の損失、(B) 間接損害、懲罰的損害、偶発的損害、特別損害又は二次的損害、(C) 合理的な支配を超えた事由(当該損失又は損

害の可能性について当該当事者が知っていた場合を含みます。)、及び(D)他の全請求に関する金額と合わせて、500,000米ドル又は乙が直前の12か月間に支払った料金のうちいずれか少ない方の額を超える全額。

**9. 秘密情報** 各当事者(以下「受領当事者」といいます。)は、相手方当事者(以下「開示当事者」といいます。)が、開示当事者の事業に関する情報(以下、開示当事者の「秘密情報」といいます。)を既に開示済みであり、又は今後開示する可能性があることを確認します。かかる情報には、乙のデータ、乙のログイン識別に関する情報、乙のアカウントの資格証明に関する情報並びに乙のマーケティングプログラムの性質と実行に関する情報が含まれますが、これらに限られません。受領当事者は、(i)秘密情報を保護するために合理的な注意を払うこと、及び(ii)秘密情報を使用しないこと(下記第10条により明示的に許容される場合を除きます。)、第三者に漏洩しないことに同意します。開示当事者は、上記の規定が、本契約の終了から5年後以降は秘密情報に関して適用されないこと、及び(a)公知であり、又は公知となったこと、(b)開示当事者から受領する前に保有していた、若しくは知っていたこと、(c)第三者から合法的に開示されたこと、(d)開示当事者の秘密情報を使用することなく独自に開発されたこと、又は(e)法律により義務付けられたことを受領当事者が書面で立証できる秘密情報には適用されないことに同意します。乙のデータは第6.3条に定めるところに従い廃棄されるものとし、乙の要請があった場合には、甲は書面でかかる廃棄について証明します。

**10. 統計情報** 本契約又はその他における他の一切の規定にかかわらず、Marketoは、乙による本サービスの利用状況を監視すること、乙のデータを全体として匿名で使用すること、並びに本サービスの提供及び運営に関して統計的な実績情報をまとめることができ、また、かかる情報を公表することができるものとします。ただし、公表される情報には、乙のデータは含まれず、乙の秘密情報を特定しないものとします。かかる情報に関する一切の知的財産権はMarketoが保持します。

**11. 通知** Marketoは、Marketoの本サービスの一般顧客ベースで行うべき通知については、本サービスのポータルに一般的通知を掲載することにより、乙に個別に行うべき通知については、Marketoのアカウント情報に登録されている乙の電子メールアドレス宛てに電子メールを送るか、Marketoのアカウント情報に登録されている乙の住所宛てに連絡文書を書留郵便で送付することにより行うことができます。乙が、Marketoに対して異議がある場合、本契約に基づく通知を送付することを望む場合、又は倒産手続若しくは類似の手続の対象となった場合には、乙は速やかにMarketoに対して書面による通知を送付するものとします。

**12. 不可抗力** いずれの当事者も、戦争行為、敵対行為、妨害行為、天災、電気又はインターネット若しくは電気通信の不通であって義務を履行すべき当事者によらないもの、政府の規制(輸出免許又はその他の免許の拒絶又は取消しを含みます。)、又はその他の義務を履行すべき当事者の合理的な支配の及ばない事由により生じた不履行又は履行遅滞については責任を負いません。各当事者は、不可抗力事由の影響を軽減するために合理的な努力を行うものとします。不可抗力事由が20日以上継続する場合、いずれの当事者も書面で通知することにより本サービスのうち未履行の部分の部分を解約することができます。いずれの当事者も、本条項により、通常の災害復旧手続を行うための合理的な対策を行う義務を免除されるものではなく、乙は本条項により、提供済みの本サービスについて支払義務を免れるものではありません。

## 13. 一般条項

13.1 本契約及び本契約に関する行為、クレーム又は紛争については、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。また、両当事者は日本の裁判所による専属的管轄に服します。本契約に基づく権利を執行するための法的措置又は手続において勝訴した当事者は、その費用と弁護士費用の支払を受けることができます。いずれかの当事者が本契約上の権利又は規定を執行しない場合でも、当該当事者が書面により確認及び同意をしない限り、当該権利又は規定の放棄とはなりません。不払い又はいずれかの当事者の所有権の侵害に対する法的措置を除いて、本契約に起因又は関連する一切の法的措置は、その原因が生じたときから2年以上経った場合には、形式の如何を問わず、いずれの当事者からも提起す

ることができません。本契約は、甲と乙との間のものですが、Marketoも、本契約上の予定された第三受益者として、法律及び衡平法上あらゆる点において本契約をすべて執行することができるものとし、甲は、本契約に基づく自己の一切の権利及び義務の全部又は一部を Marketo にその裁量で行使又は履行させる権利を留保します。

13.2 本契約及びすべての本注文書は、本サービスに関する両当事者の完全合意を表しており、すべての従前の又は同時期の、本契約及び本注文書と矛盾するか、又は追加的なやりとりに優先します。各当事者は、本契約の締結にあたり、本契約に明示的に記載されていない表明又は保証(善意からのものか過失によるものかを問いません。)に依拠しておらず、したがって、それに関する救済手段を一切持たないことを確認します。ファクシミリ又は電子署名によって完全に締結された本注文書を交換することで、両当事者は本契約及び当該本注文書の条項に拘束されるものとします。本契約は、両当事者の書面による合意によってのみ修正することができます。本契約のいずれかの条項について管轄ある裁判所が無効又は執行不能であると判断した場合、当該条項は当該無効又は執行不能な規定の意図を反映して解釈され、また他の一切の条項は引き続き完全に効力を有します。

13.3 本契約又は本サービスの利用によって、甲と乙との間にジョイントベンチャー、パートナーシップ、雇用又は代理の関係は存在しません。いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による承認がなければ本契約を譲渡することができず、かかる承認は不当に留保又は遅延することができません。ただし、本契約を譲渡しようとする会社の合併又は資産の全部若しくは実質的に全部が取得される場合には、かかる承認は必要とされません。本条項に違反する譲渡は無効とします。

13.4 本契約は日本語により作成・締結されます。

## 14. 特別条項

14.1 プライバシー及び個人情報保護 本契約に基づく権利を行使し義務を履行するにあたり、乙は、その所在地及び業務に適用されるプライバシー及び個人情報保護に関する一切の法律(個人情報の保護に関するプライバシー法を含みます。)を熟知し、常に遵守しなければなりません。「個人情報」とは生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日又はその他の内容により特定の個人を識別できる情報をいいます(当該情報によって他の情報を参照することが容易になり、その結果特定の個人を識別できるようになる情報を含みます。)。乙が甲または Marketo に個人情報を提供する場合には、乙は以下の事項を保証します。(a) 乙は当該情報の収集にあたりプライバシーに関する法律を遵守したこと、並びに(b) 乙が当該個人情報を甲または Marketo 及びその関連会社に提供することについて、当該個人情報に該当する個人から同意を得ているか、かかる提供がその他の理由によりプライバシーに関する法律で許容されていること。

14.2 本第 14 条と別紙 A との間に齟齬がある場合には、本条項の内容が優先します。

## 別紙 A

### Marketo 利用ポリシー

#### 電子メールの使用及びスパム防止ポリシー

このポリシーは、参照されることにより、Marketo の Marketo エンドユーザーサービス規約に組み込まれ、Marketo の本サービスのすべての利用者は常にこのポリシーを遵守しなければなりません。

Marketo は、Marketo の本サービスを利用して未承諾広告電子メール(以下「UCE」又は「スパム」といいます。)を送ることについて、例外を一切許容せず禁止する方針(ゼロ・トレランス・ポリシー)をとっています。このポリシーに違反した利用者又はユーザーアカウントを発見した場合には、ただちに停止措置をとり、その後一切 Marketo の本サービスを利用して電子メールを送信することはできなくなります。

この方針に違反して送信されたと思われる、Marketo の本サービスを利用して送信された電子メールの受信者は、その電子メールを [abuse@marketo.com](mailto:abuse@marketo.com) に転送し、通報してください。Marketo は、すべての悪用の通報について、分類し、調査し、適切な措置を取る方針をとっています。

#### バルクメール(大量メール)又は商用メールに関して許容される利用方法及び要件

Marketo の本サービスを利用する際、利用者は、バルクメール又は商用メールに関する一切の法令(利用者が事業を行っている地域又は利用者から電子メールを受信する者の所在地に適用される一切の地域又は国の法(例えば、プライバシー及び電子通信に関する指令 2002/58/EC)を含みますが、それらに限られません。)を遵守しなければなりません。

また、利用者は、Marketo の本サービスを使用して未承諾のメールを送信することはできません。「未承諾のメール」とは、(i) 利用者と現実に取引関係にある者、又は (ii) 当該電子メールを受信することに同意した(当該種類の電子メールを受信することに同意していると合理的に推測される態様で電子メールアドレスを公表又は提供していることを含みます。)者以外の者に送信される電子メールをいいます。

Marketo の本サービスを利用してバルクメール又は未承諾の商用メールを送信する場合には、以後送信者から送られる電子メールの受信に対して受信者が同意を取り消す(すなわち「配信を中止(opt out)」)するための規定が記載されていなければなりません。利用者は、Marketo の本サービスにデフォルトで備わっている配信停止(Unsubscribe)機能を利用するか、又は利用者が Marketo のデフォルト機能を使用しないことを選択する場合には、電子メールの受信者が容易に配信中止できるような手続(例えば、電子メールの本文中に配信停止のためのリンクを記載することや、表題部に「登録削除」と記載して返信する旨の指示を記載する等)を用意しなければなりません。利用者は、すべてのかかる同意の取消しについては、72 時間以内に対応しなければなりません。

#### プライバシー及び個人情報保護

利用者は、自己の所在地及び事業に適用される一切のプライバシー及び個人情報保護に関する法(該当する場合、EU 個人情報保護指令 95/46/EC 及び 1988 年及び 2003 年個人情報保護法(随時修正されたものを含みます。))を含みます。)を熟知し、常にこれらを遵守しなければなりません。